

内容量関係法令（内容量の表記法）

●計量法（抜粋）（平成四年五月二十日法律第五十一号）

第二章 計量単位

（国際単位系に係る計量単位）

第三条 前条第一項第一号に掲げる物象の状態の量のうち別表第一の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、国際度量衡総会の決議その他の計量単位に関する国際的な決定及び慣行に従い、政令で定める。

（記号）

第七条 第三条から前条までに規定する計量単位の記号であつて、計量単位の記号による表記において標準となるべきものは、経済産業省令で定める。

●計量単位令（抜粋）（平成四年十一月十八日政令第三百五十七号）

（計量単位の定義）

第二条 法第三条 に規定する計量単位の定義は、別表第一のとおりとする。

別表第一 （第二条関係）

物象の状態の量	計量単位	定義
長さ	メートル	真空中で一秒間の二億九千九百七十九万二千四百五十八分の一の時間に光が進む行程の長さ
質量	キログラム	国際キログラム原器の質量
	グラム	キログラムの千分の一
	トン	キログラムの千倍
体積	立方メートル	辺の長さが一メートルの立方体の体積
	リットル	立方メートルの千分の一

別表第四 （第四条関係）

接頭語	接頭語が表す乗数
ミリ	十の三乗分の一

●計量単位規則（抜粋）（平成四年十一月三十日通商産業省令第八十号）

（記号）

第二条 法第七条 の経済産業省令で定める計量単位の記号は、次のとおりとする。

一 法第三条 及び第四条 に規定する計量単位にあつては別表第二に掲げるもの

別表第二（第2条関係）

物象の状態の量	計量単位	記号
長さ	メートル	m
質量	キログラム	k g
	グラム	g
	トン	t
体積	立方メートル	m ³
	リットル	l 又はL

別表第三（第2条関係）

接頭語	記号
ミリ	m
マイクロ	μ

●単位記号の表し方

日本工業規格 JIS Z8203: 2000（国際単位系（SI）及びその使い方）

6.

単位記号の書き方

6.1

単位記号は、（本文の書体に関係なく）ローマン体（直立体）とし、複数の場合も同形とする。また、この記号には通常の文の区切り、例えば、文の終わりを除いて終止符（ピリオド）は付けない。この記号は、量を表す式中では必ず数値の後に置き、この数値と記号との間は間隔をあける。

●特定商品の販売に係る計量に関する省令（抜粋）（平成五年七月九日通商産業省令第三十七号）

（特定物象量の表記の方法）

第一条 計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第十二条第二項の規定による特定物象量を法定計量単位により表記する者は、次に定めるところにより表記しなければならない。

- 一 特定物象量を表す数字及び文字を、当該特定商品を購入する者が見やすい箇所に見やすい大きさ及び色をもって表記すること。
 - 二 法定計量単位の記号を用いる場合には、法第七条 に規定する記号を用いること。
 - 三 特定物象量を表す数値が一万以上とならないような法定計量単位を用いること。
- 2** 前項の規定は、法第十三条第一項 に規定する者が同項 の規定による表記をする場合に準用する。